

文京区興行場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の制定による興行場法（昭和23年法律第137号）の一部改正に伴い、事業譲渡に係る地位の承継の規定を整備する。

2 新旧対照表

文京区興行場法施行条例（昭和59年6月文京区条例第36号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条及び第二条（略） （営業許可等） 第三条 1及び2（略） 3 <u>譲渡</u> 、相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。 4（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u>	第一条及び第二条（略） （営業許可等） 第三条 1及び2（略） 3 相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定める事項を区長に届け出なければならない。 4（略）